

研究紀要

第16号

2001

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

研 究 紀 要

第 16 号

2 0 0 1

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

目 次

序

[論文]

- 手焙形土器……………高橋 一夫 (1)
—その宗教性と政治性—
- 埼玉県坂戸市中耕第21号方形周溝墓の墳丘復元試論……………杉崎 茂樹 (9)
- 古代神社遺構の再検討……………井上 尚明 (21)
- 信仰資料としての紡錘車……………鈴木 孝之・若松 良一 (37)
- 須恵器のロクロ技術を考える……………岩田 明広 (81)
- 関東地方の施釉陶器の流通と古代の社会 (2) ……………田中 広明 (97)
- 末野窯成立期の系譜と陶邑窯……………坂野 和信 (141)
—系列の比較と土器組成—
- 収蔵資料の学校における活用……………石井 伸明・川島 健 (183)
—埼玉県埋蔵文化財調査事業団の取り組み— 野中 仁

古代神社遺構の再検討

井上尚明

要約 現在の日本の宗教施設としては、仏教寺院と神社が最も一般的であるが、発掘された古代の宗教施設では寺院が大部分を占めており、大規模な伽藍を持たない村落内寺院の調査例も増加している。これに対して神社は、遺構としての構造や形態も明確ではなく、これまでに神社ではないかと指摘されたものは数例しか知られていない。しかし、文献資料や墨書土器などから神社あるいは神社と呼べる施設が存在したことは明らかであり、本稿では遺構・遺物からこれを証明しようと試みたものである。遺構からは、官衙に伴うものと集落単位に設置された神祕的な構造の施設を抽出し、墨書土器とその出土状況からは竪穴住居あるいは家単位の「神」の存在を想定した。

小型の区画施設によって圍繞された、単数あるいは少数の掘立柱建物は、実用的な生活空間から分離された祭祀に関わる空間であり、その位置や規模から官衙に関わるものと集落に関わる2者が存在する。また、「神」関連の墨書土器や木簡は神名・施設名・行為など全国で出土しており、竪穴住居からの出土例を分析すると、カマドとの関係を見取することができる。本稿は、遺構・遺物からどこまで古代の神社にアプローチできるかの試みである。

はじめに

人間が神の存在を意識し祈り・祀る行為を開始してから、様々な宗教が誕生し信仰対象や施設も各地域・各時代で多種多様である。神社もその施設の一形態であり、現代の日本では仏教寺院と共に一般的な宗教施設である。しかし、考古学的に見ると調査研究の対象としての頻度は寺院の比ではなく、規模・構造を議論する段階にも至っていない。これらのことについては、「考古学から見た古代の神社」と題した一文（以下、前稿と呼ぶ）でも述べたとおりであるが、今回重複する部分もあるが改めて古代の神社について検討し、古代神社遺構認識の一助としたい。

ここで述べる古代とは奈良・平安時代を中心としたもので、神社の名称も延喜式に記され国家が認知した以外でも、信仰対象として宗教上の核となった施設を含んで使用している。また、墨書土器では「神殿」の文字を確認できるが、弥生時代の神殿遺構と区別するためと、前稿でも述べたが「殿」建築の本来の意味と神社遺構との規模・構造の格差から、神殿の用語は使用していない。

神社遺構の基本的属性として前稿の内容をまとめると、①区画施設を伴う単数あるいは少数の建物 ②官衙・居館などの施設より小規模で実用的な配置や空間構成が見られない ③竪穴住居などの居住施設と混在しないなどを抽出できる。出土遺物については、供膳形態が主体で祭祀遺物が伴う場合もあるが、基準となるような属性は現状では確認できていない。このような遺構の性格としては、官衙の一部・居館や村落内寺院の一形態なども想定できるが、儀礼空間・作業空間がなく建

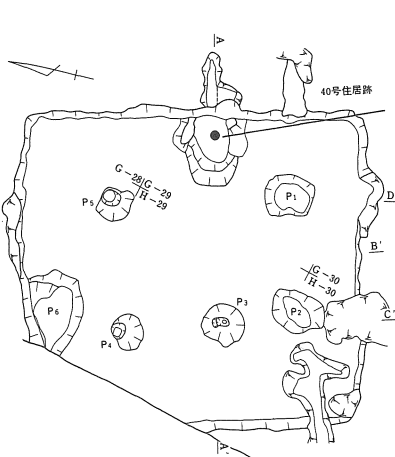
物の数や配置、周辺の遺構との関連からも生産的・生活的な要素に乏しい。また、区画施設の規模に比べ、内部の建物は小規模なものが多く、実用的な空間を構成していない。村落内寺院とは区画施設の有無や四面庇建物の欠如などから区分可能で、このような特徴を有する建物を、宗教施設=ここでは神祕的な性格の遺構であると考えた。これを踏まえて本稿では官衙と集落の神社、そして墨書土器から住居の「神」について再度検討してみたい。

1 「神」関連の出土文字資料について

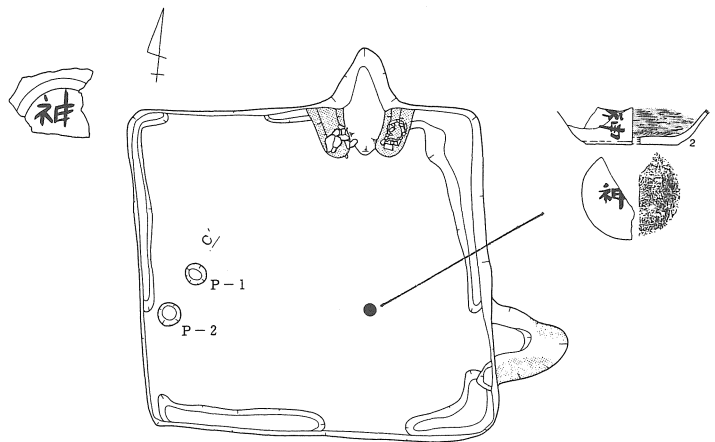
「神」に関わる名や施設・行為を記した墨書土器などの出土文字資料は、これまで70点近くが確認されており、出土した遺跡には、官衙・寺院・集落などがあるが集落遺跡が最も多い。東北地方から九州地方まで発見されているが、特に東国の中でも千葉県出土例が多く、4割近くを占めている。最近の調査例でも、千葉県印内台遺跡からは「梨神」「祀」の墨書土器やセーマン・ドーマン記号と護符などが出土しており（註1）、村落内寺院の発見例と共に他地域と比較した場合特別と言えるほどその数は多い。遺構についても、竪穴住居跡や溝・土壇あるいはグリッドからも出土しているが、竪穴住居跡からの検出例が最も多い。前稿では「神」関連の出土文字資料を羅列的に紹介したにとどまったが、ここでは、出土状態の安定している資料をサンプルとして、竪穴住居跡出土の「神」関係の墨書土器について、出土状況の分析から遺構との関係を考えてみたい。

福島県柿内戸遺跡

9世紀前半の竪穴住居跡から土師器坏の底部外面に「神」と書かれた墨書土器が出土している。13号住居は5.1×5.42mの規模で、東カマドと各コーナーに沿った柱穴を持っている。しかし、柱穴は深さが一定ではなく、4本主柱穴となるか疑問がある。カマドは東壁のほぼ中央に位置し、墨書土器はこのカマド燃焼部から出土している。土器は底部破片であるが、カマド内の出土であることからこの住居に伴うものであり、報告書の記述の燃焼部ピットという表現からは、火床面下でありカマド構築時か使用時に置かれた可能性が強い。



第1図 柿内戸遺跡



第2図 溜ノ台遺跡

栃木県溜ノ台遺跡

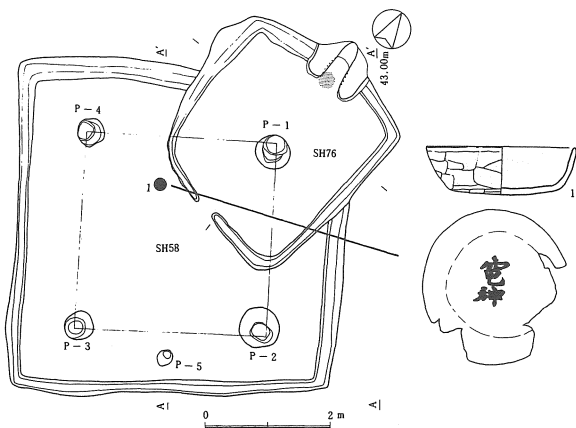
9世紀中頃～後半の38号竪穴住居跡から、体部外面と底部外面に「神」と記された土師器坏が1点出土している。竪穴住居跡は4.25×3.95mの規模で、床面中央やや南東よりの覆土最下層である3層から底部を含む破片の状態で検出されている。カマドは、新旧2ヶ所あり北壁に新・東壁に旧カマドが設置されているが、旧カマドは右袖の痕跡が残る程度である。他の遺物は北カマドを中心に北東コーナーのブロックに集中しているが、「神」墨書土器は出土層位や位置から東カマドのブロックに含まれる。本来は、新旧カマド交代の際に旧カマドに置かれた土器が、住居埋没過程で発見された出土位置に流出した可能性が考えられる。

千葉県庄作遺跡

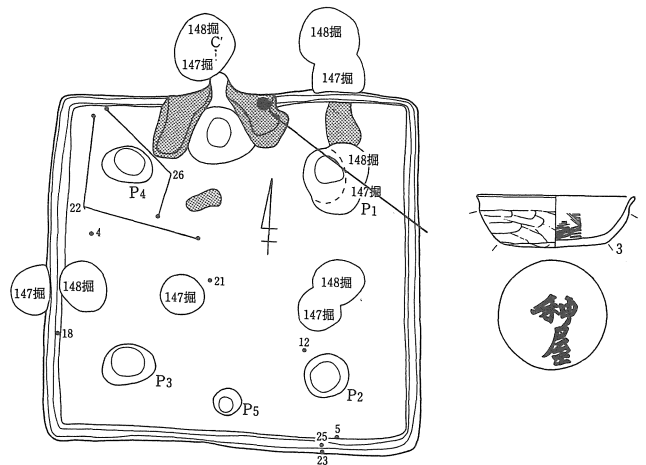
庄作遺跡を含めた小原子遺跡群からは、ここで紹介する「竈神」をはじめとして、「国玉神奉」などの墨書土器や人面墨書土器などが多く出土している。「竈神」を出土した58号竪穴住居跡は、5.04×5.14mの規模で4本支柱穴の整った形態をしている。重複によってカマドは存在しないが、本来は重複の状況から北壁東側にあったと考えられる。床面中央の北側から出土しており、赤彩を施した非ロクロ土師器である。「竈神」の出土文字資料には、この他に長野県屋代遺跡群の出土木簡に見られるが、7世紀末～8世紀初頭にかけての時期である。庄作遺跡の「竈神」も8世紀前半であることを考慮すると、比較的早い時期にカマド祭祀と竈神の文字が結びついていたと考えられる。

千葉県高岡大山遺跡

台地縁辺の緩斜面に位置する390号竪穴住居跡から「神屋」の墨書土器が出土している。5.38×5.68mの規模で、北壁に大型のカマドが構築されている。4本支柱穴と入り口ピット及び全周する壁溝を有する。「神屋」はカマド右袖脇の床面から出土しており、出土状況からも住居に伴う遺物と考えられる。この住居が文字どおり神の屋であるとは確認できないが、「神屋」を含めて墨書土器は9点発見されており、「乙」や「莫」などの文字も床直で出土している。



第3図 庄作遺跡

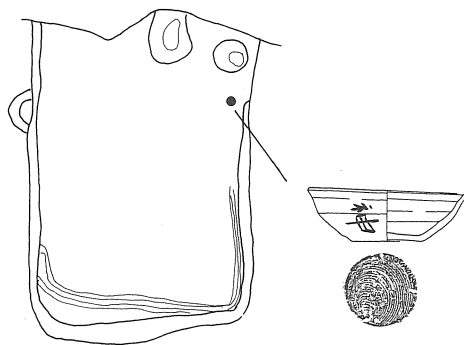


第4図 高岡大山遺跡

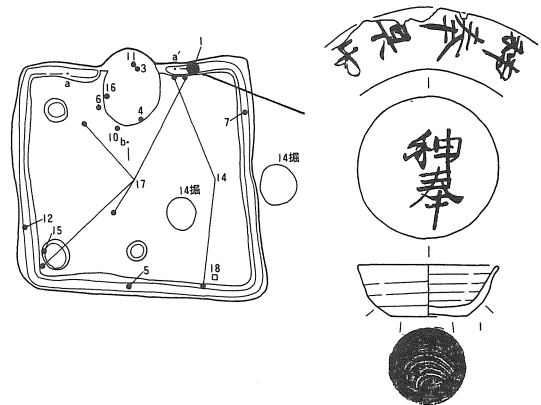
埼玉県羽折遺跡（註2）

奈良・平安時代を中心とした集落遺跡で、周辺には一天狗遺跡や上山田遺跡、東2.5kmには若葉台遺跡などの同時期の遺跡が分布する地域である。5号住居跡出土の須恵器坏体部に「神」と記されており、時期的には9世紀後半である。カマドのある東壁部分は攪乱されているが、床直を含めた出土遺物は多く、この坏も完形で床直から出土している。カマド前面からカマド脇の浅い貯蔵穴状のピット周辺に分布する遺物に含まれており、周囲の土器が破片であることや正位の出土状況から見る限り、この坏は埋没過程や廃棄による混入ではなく、住居廃絶時に意識的に置かれた状況と考えられる。

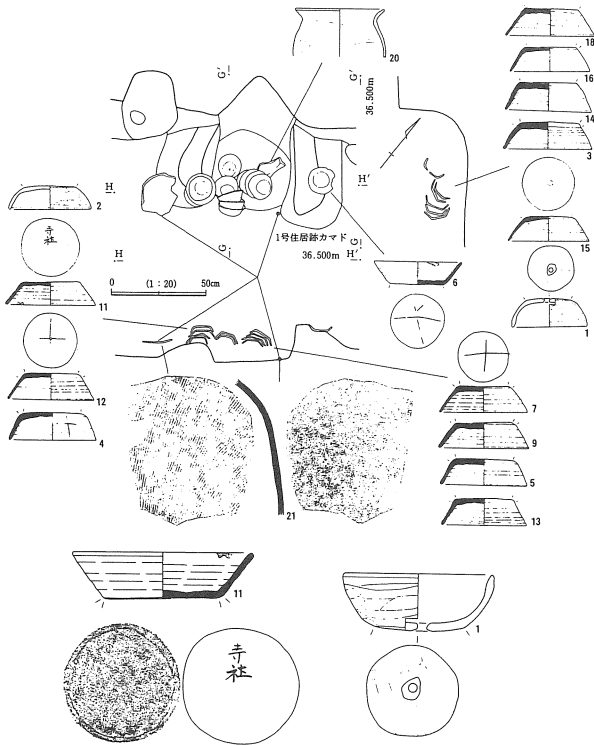
以上、5遺跡を例として「神」墨書の出土状況を見てきたが、遺構との関連を重視するとカマドとの関係を強く感じることができる。特に、柿内戸遺跡や高岡大山遺跡ではカマド内から出土しており、溜ノ台遺跡のように旧カマドに伴う可能性のあるものを見ることもできる。また、千葉県大袋腰巻遺跡では、43号住居跡カマド脇から底部内面に「神奉」、体部外面に「神奉日下部」の土師器坏が、110号住居跡でも、カマド前庭出土の甑内に収納された数点の坏類のなかに、「歳神」墨書土器が含まれており（宮 1998）、カマドと「神」墨書土器が密接な関係にあることがわかる。この他にも、千葉県権現後遺跡の「神」出土住居も新旧2ヶ所のカマドを有しており、西壁から北壁への移動とこれに伴う旧カマドの削除が確認されている。カマドに関わる祭祀については、カマド出現当初から存在し、奈良・平安時代には一般的とする指摘もあり（堤 1993）、さらにカマド祭祀の位置を火床部の最奥であるとの推測（田形 1996）もされている。カマド封鎖に伴う祭祀としては、「寺社」の墨書土器を出土した千葉県南囲護台遺跡（渋谷 1998）1号住居跡で、カマドを一部埋め戻して「寺社」の墨書土器や底部穿孔など10数個体の坏を倒位に置く例が知られている。また、数少ない屋外カマド（カマド状土壌）についても、福岡県西法寺遺跡では（佐々木 1997）焼痕を切ったような状況も見られる。ただし、同時期の8世紀の竪穴住居にはカマドが設置されており、竪穴住居付設のカマドが北あるいは西方向であるのに対して、屋外カマドが東向きであるなど一般の厨房施設としてのカマドとは異なる様相も看取できる。



第5図 羽折遺跡



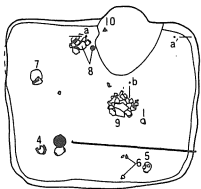
第6図 大袋腰巻遺跡43号住



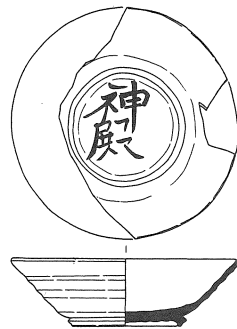
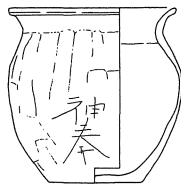
第7図 南囲護台遺跡

すべてのカマドから祭祀遺物は発見されていないし、全ての竪穴住居に棚状施設が存在したと考えることはできないが、カマド・棚状施設と「神」墨書の関連を強く感じることができる。棚状施設について、神棚的な性格をも具備するのではないかと想定したことがあるが（井上 1994）、数少ない事例ではあるがここで改めて指摘しておきたい。また、「神」墨書を用いた祭祀は、カマド構築時点から棚状施設を含めたカマド近くで行われており、さらに同一住居内でのカマド移設時には、旧カマドを対象に祭祀を行ったと考えられる。この他に特殊な例として、千葉県大袋腰巻遺跡の5号住居跡を紹介したい。この竪穴住居跡は2.62×3.06mの小型住居で、北東壁にカマドがあるが遺物の多くは床面全体に広がって出土している。特に完形を含めた小型甕が5個体出土しており、なかに胴部外面に「神奉」の刻書のあるものがカマドから離れた南コーナー近くの床から検出されている。

それでは、カマド祭祀がいつの時点で行われたかを「神」墨書土器出土状況から見ると、柿内戸遺跡では燃焼部ピット中（火床面下）の出土からカマド構築時あるいは使用時が想定され、溜ノ台遺跡・権現後遺跡例からは旧カマド廃棄時での祭祀行為が考えられる。高岡大山遺跡のようにカマド袖脇のような場合は、特に袖部の除去は行っていないようであるので、あるいは棚状施設（桐生 1996）からの落下などの可能性も考えられないであろうか。推測に推測を重ねることになるが、棚状施設を原位置とした場合、この施設の性格を単なる物置的なものではなく、屋内祭祀に関わる遺構との想定も可能である。これまでの調査例からは、全



第8図 大袋腰巻遺跡5号住



第9図 寺田遺跡「神殿」墨書土器

この竈穴住居は小型であるだけでなく、坏類の出土が少ないことやカマドからの遺物の出土が鉄鍬だけであるなど、出土する土器の器種や出土状況についても特殊である。「神奉」が墨書ではなく刻書である点も「神」関連出土文字資料では唯一の例であり、竈穴住居自体が祭祀的な意味をもつ可能性も考えられる。

竈神については、前稿でも道教との関係で述べたが（註3）、居住者あるいは家族に関わる存在の「神」であり、施設としての家・住居を代表する「神」であると言える。「竈神」と対比できる「神」として、水に関わる「国神」の祭祀は戸ではなく村単位の祭祀と位置付けられており、田形の指摘した鳴神山遺跡の擬制的井戸は、公津原II遺跡（天野 1981）の「神奉」墨書が出土した井戸状の土壇とも共通するものである。竈穴住居出土の、特定の固有名詞を用いない「神」墨書の神が具体的にどの神を指すかは、現状での分析からはカマド・即ち「家」を司る神と考えておきたい。

カマドを中心とした住居内の祭祀や集落の祭祀は、千葉県南囲護台遺跡の「寺社」墨書の出土や、茨城県幸田遺跡などの仏教関係と「神」関係の墨書土器の混在から、神と仏の厳密な区別が行われていたとは考えられない。また、手捏土器を用いたカマド・住居廃絶時の祭祀（渡辺 1993）も指摘されているところであるが、ここでは墨書土器が持つマジカルな部分に注目して、宗教関係だけではない墨書土器を含めて出土状況を検証する必要性を強調しておきたい。このような作業によって、文字だけが一人歩きする傾向のある墨書土器と祭祀の関係や、特定の文字と祭祀がどのように関わるかを遺構・遺物両面から検討できるであろう。

「神」名の他に「神」施設の墨書土器も少数であるが確認されている。前述の高岡大山遺跡の「神屋」は、茨城県幸田台遺跡からも2点出土しており、「神殿」は群馬県太田東部遺跡群と滋賀県寺田遺跡（岩崎 1986）及び静岡県柳沢古墳群（島田市教育委員会 1989）から検出されている。「神宮」は鹿島郡衙である茨城県神野向遺跡と千葉県神田台遺跡から出土しているが、出土遺跡との位置関係から鹿島神宮と香取神宮との関係が濃厚である。「神屋」については、出土した遺構は一般的な竈穴住居跡であり、遺物と遺構の関連を見る限り特別な施設としては捉えることはできない。「神殿」も太田東部遺跡群では9世紀の竈穴住居跡から出土しているが、周辺には4×3間の総柱建物や7×4間の大型建物があり、これらとの関連も伺うことができる。寺田遺跡の「神殿」は、現存の小田神社旧社殿跡から出土しており、古社ではあるが規模的には大きくない神社も「神殿」と呼ばれていたことがわかる。この寺田遺跡についてはさらに後述したい。柳沢古墳群では石組前部から、底部に「神殿」の墨書がある8世紀後半の須恵器坏が出土している。出土したA地点1号墳については、横穴式石室をもつ古墳の形態を踏襲しているが、火葬骨を埋葬していた可能性を指摘されている。「神殿」墨書土器としては最古であり、奈良時代には「神殿」の名称が使用されていたことがわかる。火葬骨を埋葬したとの前提で、仏教的色彩の強い火葬施設から「神殿」墨書土器が出土したことについては、前稿でも触れ、前述したように神と仏の曖昧な関係を想定できる。具体的な推測をすれば、「神殿」に関わる人物の埋葬さえも火葬で行うことが特別ではなく、両者に明瞭な障壁は存在しなかったのではなかろうか。

これまで見てきた「神」関連の墨書土器については、今回の検討の中で、「神殿」墨書土器の存在から、規模の大きくない神社までこの呼称が使用されていたことが推定でき、これが8世紀まで

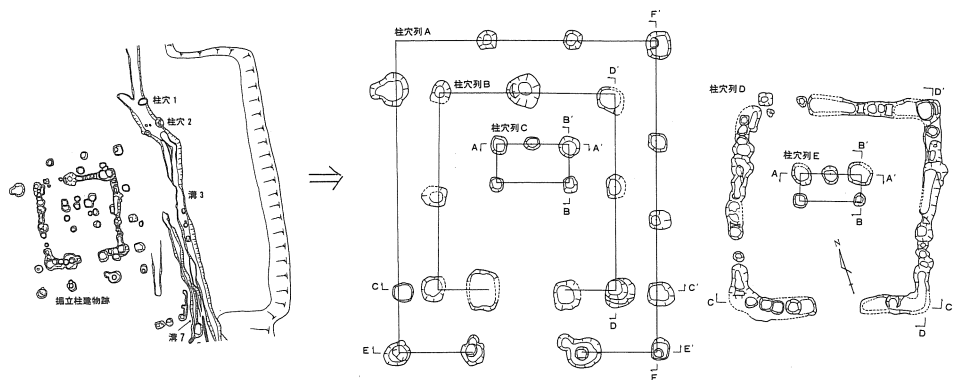
遡ることが確認できた。また、神と仏の区別も、生活レベルでは混在して明瞭な境界がないことも再確認できた。これを神仏習合と呼べるかは別として、あたかも道教の浸透のような渾然とした宗教観が感じられる。「神名」や最も多い「神」一文字墨書については、神社遺構からは出土しておらず、前稿の検討のように、「神名」と遺構との関連を看取することはできなかった。このことは、墨書土器が現す住居を中心とした「神」と、施設としての神社が直接的に結びつくものではない可能性が高いことを示唆している。

2 神社遺構の系譜と類例をめぐって

前稿では、古代の神社遺構と規模・構造的に近似する、古墳時代の所産である鳥取県長瀬高浜遺跡、大阪府万町北遺跡、群馬県中溝・深町遺跡を例に比較をし、さらに古代以降の屋敷神に関わるような中近世の遺跡についても紹介した。古墳時代では、大阪府万町北遺跡の建物が規模・構造ともに、古代の集落に伴う神社遺構に近いことを指摘したが、類似例である6世紀後半の奈良県橿本高塚遺跡を追加資料としたい。

この遺跡は、丘陵裾部の西斜面を一部削り平坦面とし、造成した部分に建物を建設している。掘立柱建物跡は建替えが確認でき、新旧2時期の変遷が見られる。古い時期の建物は、南側に開口部をもつ3重の柱穴列からなり、外側から4×3・2×2・2×1間の規模である。新期の建物は2重の柱穴列からなり、外側は溝持ちの4×4間・内側は2×1間で、内側の建物は規模・形態ともに新旧類似している。平坦面からは、土器全体の9割近くを占める高坏が出土している。特殊な建物を中心に、広場を持ち高坏を用いた祭祀場と想定されている。新旧両者の構造からは、内側の2×1間の小型柱穴列が建物で、外側の柱穴列が区画施設となる可能性が高い。溝と柱穴列の違いはあるが、万町北遺跡で確認された、内部の小型建物と周囲の区画溝の構造に近いものがある。古墳時代のこのような遺構の検出例は少ないが、6～7世紀に近畿地方を中心に確認されていることは、神社遺構の起源を考える上で重要である。

次に、祭祀的な遺構としては捉えられていないが、神社と類似する構造の遺構について、区別化を図るためにもここで紹介しておきたい。弥生時代中期から古墳時代前期にかけての周溝を伴う建物は、前稿の第2類型と構造的にも近く、最近の調査では各地で確認されつつある。この遺構は、



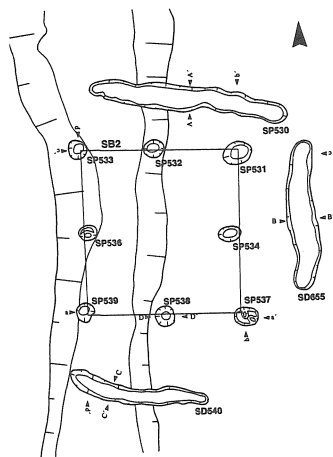
第10図 橿本高塚遺跡

周溝は開口部を持ち形状も円から方への時期的な変化も見られ（栃木 1990）、平地式建物と考えられている。この種の遺構については、周溝墓との関連からも議論されているが、低地の遺跡に顕著であるなど地域・立地の面で制約される要素が強い。全国に分布する神社遺構とは時期的にも離れ、群集しないなど混同は避けられるであろう。

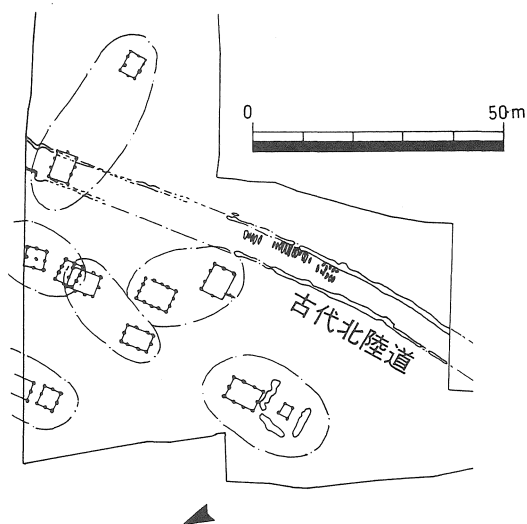
また、北陸地方を中心に、掘立柱建物に竪穴構造の融合形式と呼ばれる遺構（川西 1994）が平安時代に存在する。富山県の五社遺跡では（三島 1998）、2×2間の南北棟の平行して並ぶ2棟の建物にL字状やコ字状の溝が巡る例がある。いずれも9世紀後半の時期で、雨落溝ではなく竪穴との融合したものと考えられており、溝内を建物規模としている。しかし、五社遺跡ではこの他にコ字状溝に囲まれたやや小規模であるが4×2間の棟持柱を持つ建物もあり、さらに石名田木舟遺跡（島田 1995）D区やF2区では柵列との組み合わせも見ることができる。特に棟持柱建物は律令時代では極めて少なく、弥生時代の「神殿」や神社建築とも構造的に共通性があり、区画溝も集落内に在っても特定の建物にしか存在しないものである。同県桜町遺跡中出地区では、南東を走る古代北陸道に向かって開口する1×1間の区画溝を持つ建物が発見されており、前稿で指摘した第2類型の基本的構造に極似している。五社遺跡以外は8世紀代であるが、掘立柱建物集落に在って特異な構造である周溝を有する建物については、構造的には融合形式の建物ではなく区画溝を持った高床建築で、性格的にも集落に含まれる居住施設ではなく、視覚的にも内外を隔絶するための区画施設を必要とする特殊な遺構と考えたい。

このような、北陸地方の小型建物+区画施設を組み合わせた遺跡の他に、関東地方では日立市横内遺跡・八王子市館町遺跡第6地点や千葉県芳賀輪遺跡のような複数の遺構を圍繞するような大型の区画施設が確認されている。すでに前稿でも述べたように、後者の場合には居館などが有力な候補として考えられるが、出土遺物や内部の建物の配置あるいは周辺遺跡群の中での位置付けなど、マクロな視点で見直す必要があるだろう。

神事的な遺構の系譜については、弥生時代の「神殿」と呼ばれる遺構とは規模的にも大きな違い



第11図 五社遺跡



第12図 桜町遺跡

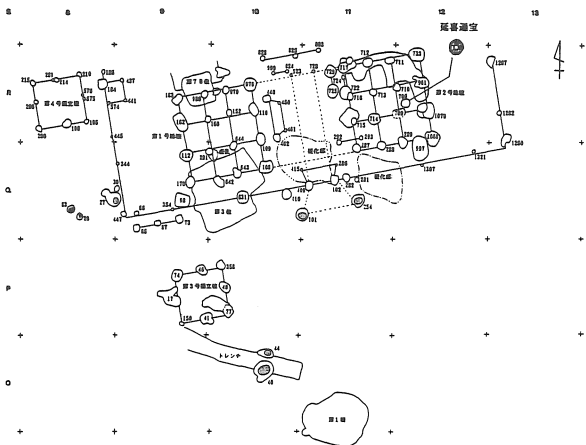
があるが、古墳時代前期の鳥取県長瀬高浜遺跡のSB40は構造的にも古代の神社遺構に近い。しかし、この種の遺構は以降に存続せず、弥生時代から古墳時代前期にかけての「神殿」的遺構とは系譜的には継続的・一系的ではない。6世紀後半の櫛本高塚遺跡になると、規模はやや小型になり2×1間という小さな建物を区画する施設が出現する。さらに7世紀初頭の万町北遺跡では、やはり小さな建物を溝が区画するようになり、規模・構造共に古代の神社遺構に近くなるが、古墳時代後期の類似遺跡の検出例はなく、8世紀に出現する神社遺構と年代的には直結しない。しかし、祖型を求めるとすれば、櫛本高塚遺跡と万町北遺跡に至り、系譜的に断絶するのではなく、あるいは地域的に限定される可能性も消去できない。今後の類似遺構の発見に期待したい。

3 神社遺構の検討と模式化

ここでは、神社と直接的に関連する遺跡を2例紹介したい。埼玉県の水川神社東遺跡（渡辺1993）は、その名称のとおり、武蔵国一宮の水川神社境内の東側に接し、口琴や小金銅仏あるいは石帯などが出土している。また、「上寺」の墨書土器も出土しており、水川神社付属の宮寺の存在も想定されている。9世紀中葉から11世紀初頭に及ぶ遺跡であり、その立地と多彩な出土遺物や総柱を含む多くの掘立柱建物の存在から、興味ある指摘がされている。特に、水川神社との関連から新嘗祭に関わる建物や、口琴を占いや託宣の道具と考え陰陽師の居宅が存在したとしている。水川神社は文献上では天平神護2年（766）まで遡ることができ、関東では鹿島神宮・香取神宮とともに封戸を賜った神社である。国府などの官衙に伴うものでも集落の神社とも異なる、律令祭祀の地域での中心となる宗教施設であるが、神祇祭祀ばかりでなく仏教的な要素や陰陽道の要素も取り込んだ、当時の宗教センター的な存在として位置付けられるのではなかろうか。国府に伴う神社とは構造的に異なるが、武蔵国一宮として律令国家が強く関与している神社である。

ここで、新嘗祭との関係を指摘されている、10世紀前葉の第1、2総柱建物群について見てみたい。この群は10世紀前葉の短期間に営為されたもので、3×3間の総柱建物が2棟東西に並び、北側を除く3辺を柵列が囲んでいるが、東西33m・南北約10mの長方形を呈している。南側柵列の中央に門状の柱穴群があり、この門状施設内側には硬化面が広がっている。また、地鎮と考えられる「延喜通宝」（907）がピット（建物の柱穴ではない）から、柱の抜き取り痕から口琴が出土している。門状施設正面には大型土壇があり、これも新嘗祭との関連を想定している。建物の柱穴はやや不揃いで、倉庫のような大型の柱穴ではなく、束柱が小型となるタイプでもない。西側に位置する1号は、桁行外側が大きく中央の2列がやや小さな柱穴で構成されている。時期や規模・建物の構成は異なるが、広島県西本6号遺跡も出土した墨書土器から「解除」に関わる遺跡とされ、やはり限定された短期間に営為されているものである。このような特定のそして特殊な用途の建物については、類例との比較が困難であるが、水川神社という立地と環境から充分可能性があるものである。特に3方ではあるが区画施設を持つことは、これまで検討してきた神社遺構の大きな属性であり、建物が2棟並ぶ状況は新潟県下国府遺跡や千葉県荻生道遺跡とも共通するものである。

滋賀県の寺田遺跡は、現存の小田神社の境内を含む遺跡であり、古代から現在そして未来に継続する神社遺跡である。今回の調査区は旧社殿直下であり、多くの遺構面が確認されているが、第7



第13図 氷川神社東遺跡

寺田遺跡は山城下鴨神社社領になったことが小田神社伝記に記されているが、この記事についても信憑性が高くなっている。

寺田遺跡の神社遺構は、建替えを繰り返しながら千年近く継続したことが調査によって確認されたが、現在の社殿を含めて規模の大きな建物は見られない。しかし、このような規模の建物も「神殿」と呼ばれていたことが墨書土器から想定できる。前稿では、用途や規模から弥生時代を含めた日本の古代建築に「神殿」の名称は相応しくないとしたが、平安時代の集落か郷単位クラスの神社建築にもこの名称が使用されていた。小田神社は、平安時代からその位置を大きく替えることなく、現代まで存続している神社であるが、現存の古社の起源を考える上で貴重な参考例となることは確実である。この他に、最近奈良県では丹生川上神社上社で本殿直下が調査されており、11世紀以前の石敷き祭壇が発見されている。これら現存古社が、大きく位置を変えることなく存続する姿を特殊な例とするか、古社の典型例となるかは今後の大きな課題である。

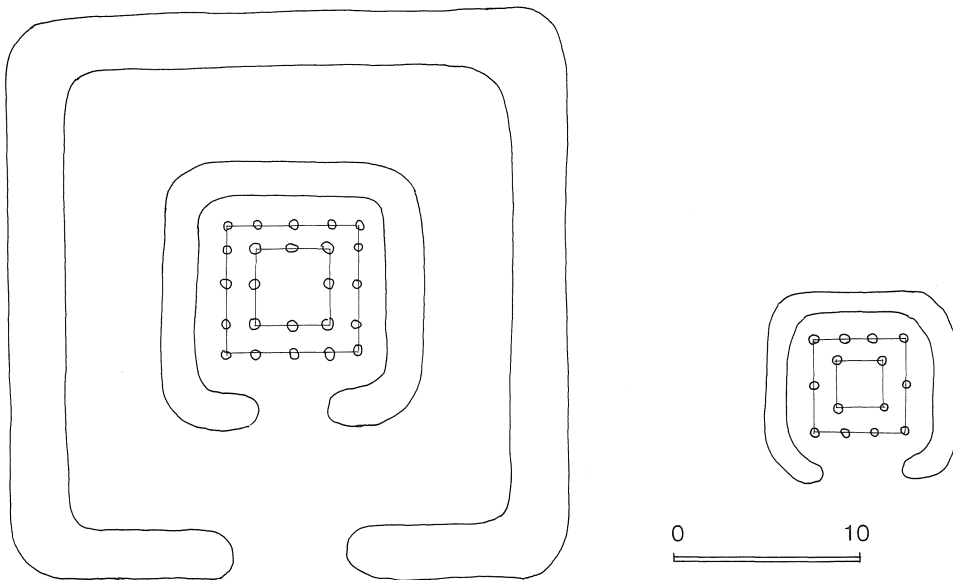
寺田遺跡では古代の建物遺構は発見されなかったが、氷川神社東遺跡では3方を柵列で区画した総柱の建物が確認されている。一宮という特別な神社であり、特定の目的で建てられた施設であるが、神社に関する建物についての確実な類例とすることができる。遺構の特徴をまとめると、倉庫などとは形態の異なった総柱建物・門状施設を伴い3方に区画施設・建替えのない限定された存続期間が抽出でき、遺物は銭貨や口琴のような特殊なものが出土している。報告では新嘗祭の施設と推定しているが、昭和大嘗宮の建物配置（奥西 1987）と比較して見たい。中心施設は、平行に並ぶ悠紀殿と主基殿及び幄舎群を囲むように柴垣が巡り、さらに垣の外側には膳屋などの施設が配置されている。柴垣内はほぼシンメトリーで、四方に門が設置されている。宮域は各時代の立地条件によって大きな違いがあり、悠紀殿と主基殿は、やはり時代によって規模は変化しているが、概ね南北10m強・東西5m前後である。殿は4面に縁が付き、構造と様式は両殿同じである。氷川神社東遺跡は、内部施設ではほぼ7m四方の建物2棟と蓐状の柱穴は対称的であり、門と柵列もほぼ東西揃っている。幄舎に相当するような建物は、柵列外の2×2間の掘立柱建物2棟が存在する。これまで検討してきた神社関連の遺構の中でも、総柱建物であることや3方の区画など特異な面も

遺構面（第9段階）の溝から「神殿」の墨書がある須恵器椀が出土している。遺構としては、溝と柱穴群（調査区内では建物となるような規則的な配置は見られない）であるが、10～11世紀初頭の遺物が推定拝殿前から一括して出土しており、長頸瓶以外は供膳形態である。このことから、神社祭祀に伴う供献土器と考えられており、「神殿」の墨書土器とともに小田神社が10世紀まで遡上することが確認されている。寺田遺跡は近江国野洲郡邇保郷に属し、寛治4年（1090）に邇保

看取できるが、限定された祭祀施設を含めた神社遺構の検討には、シンメトリー構造がキーワードになる可能性もあるだろう。

神社遺構の類例と類型化については、前稿で集成や規模・構造を基本に分類を試みたが、提示できた例も少なく分かりにくいものとなってしまった。そこで、前稿で第1類型とした官衙の外縁に位置するタイプの模式化をすると、群馬県鳥羽遺跡・武蔵国府関連遺跡（1067次）から第14図④のようになる。ここではこれをタイプ1としておく。タイプ1は、西を意識した国府との位置関係だけでなく、1棟の建物を2重を基本とした区画施設が圍繞し、武蔵国府関連遺跡の建物では庇の存在は明確ではないが、鳥羽遺跡の建物を参考にした。区画施設の規模は外側の最大のものが、鳥羽遺跡では50m、武蔵国府関連遺跡では約30mであるが、最も内側の区画に注目すると、12m・15mと大きな差はない。やはり前稿で第2類型とした、佐賀県御手水遺跡・徳永遺跡と建物ではこれに滋賀県十里遺跡を加えて、模式化したのがタイプ2である。1×1間の建物の周囲に柱穴列が巡り、さらにその外側を区画施設が圍繞するものである。桜町遺跡など、北陸の遺跡は柱穴列を欠如するが、これに近い構造である。柱穴列は庇のように身舎と対応して配置されるものではなく、建物の一部ではなくて区画施設としての柵列になる可能性が高いと考えられる。

タイプ1と2では、数字上の規模には大きな差が見られるが、建物を中心に2重の区画施設が圍繞するという基本的な構造原理は同じである。また、結界とも呼べる区画施設に比べ、両タイプとも建物は小規模であり、タイプ1の外側区画施設を除くと、規模的にも両者の差は接近し、規模・構造ともに類似したものになる。しかし、区画施設越しにも建物にかなり接近できるタイプ2と、外側と内側の区画間に距離があり、占有面積も数倍から十数倍に及ぶタイプ1では、建設する意識と労力にも大きな格差があったと考えられる。また、古墳時代の万町北遺跡は、小型の2重区画溝と小型建物の組み合わせで、タイプ1とタイプ2の中間形態をしており、神社遺構の起源を探る重要な遺跡である。



第14図 タイプ1（左）・タイプ2（右）

4 官衙の神社・村の神社そして家の神

8世紀中葉から9世紀にかけて、各地の正倉が焼失した「神火」事件を、発生当初は火災に遭った原因は文字通り神意によるものであったと考えられていた。後にこれが人為的なことであることが判明して、対策が講じられるようになるが（小池 1997）、神の意志が官衙施設の火災を引き起したと信じられていたことから、神に対する畏怖の念は現在の感覚では計り知れないものがある。前稿では、「神」や「仏」に対して災厄を招くものとして「鬼」の存在があったとしたが、「神」自身も災いを齎す恐ろしい存在であり、「神」を祀る行為は利益を期待するだけでなく、怒りを鎮める意味も大きかったのであろう。鳥羽遺跡や武蔵国府関連遺跡のような国府外縁部の建物は、国府の守護と同時に「神火」を齎すような神の施設であった可能性が考えられる。遺跡から郡衙と神社の関係を示す類例はまだ知られていないが、宝亀3年（772）の太政官符には、「神火」事件として有名な入間郡の正倉と出雲伊波比神社の関係についての記事がある。郡家の北西の角にある出雲伊波比神の祟りによって、正倉の火災や病気が流行ったという内容である。郡家北西隅が郡衙域を示すのか、あるいは郡域や郡家郷の北西を示すのか問題はあがるが、郡に関わるある領域の北西隅に祟りを齎す神が存在したのである。現在の出雲伊波比神社と、入間郡衙候補地の位置関係など課題は残っているが、郡衙と神社の関連を考える一例である。ここでは、上野・武蔵国府の例から、郡衙域外縁の神社という位置付けを想定しておきたい。

このような官衙あるいは国や郡に伴うと考えられる神社は、官衙域の外縁に位置するタイプ1と、胆沢城の「内神」木簡に見ることのできる官衙内部の2種が存在する。しかし、官衙内の後者については、遺構として確認できる段階ではないので、木簡の出土から施設が存在する可能性を指摘するに止めるが、平川も述べているように（平川 1992）、文献からも「内神」に関わる施設を見ることはできる。今後の官衙遺跡の広範な調査と、建物群の性格を特定する作業の進展によって、官衙内部の神社遺構については特定が可能となるであろう。さらに、前者のタイプは、現状の国府域との位置関係では、武蔵国府では国府域の北西に、上野国府では南西に位置する。しかし、国府域の確定という基本的な問題もあり、現状では西方を意識した位置に設置された神社であるとしておく。

タイプ2は、前稿でも集落に設置された神社としたが、官衙との位置関係や周辺の遺跡から、やはり集落かあるいは郷単位にあったと考えられる。御手水遺跡では集落の南端に、十里遺跡は古代寺院などが集中する交通の要衝に、桜町遺跡も古代北陸道に面した集落内に存在する。これらの遺跡を見ると、タイプ2は街外れの森に囲まれた現在の村社クラスの神社とはイメージが違い、集落に内包され交通路とも関わる位置関係にある。タイプ1のような設置位置が限定される必然性については、集落内での位置・立地などを含め今後の課題となるであろう。また、タイプ2と村落内寺院の関係については、同一集落内に両者が並存するのか・棲み分けはどこまでできているのかなど、問題も多いが、「神」と「仏」の墨書土器のような渾然とした関係も考えられる。村落内寺院の発見例が多い房総地域で、「神」墨書の出土例も多いことから、仏教と「神」は交差をしながら各地に定着していったと考えられる。「神」と「仏」の関係は、民俗例（桜井 1979）などとの対比も必要であろう。

タイプ1・2といった施設との関係は明確ではないが、「神」に関わる墨書土器などの出土文字資

料も東北から九州の各地で出土している。多くは竪穴住居跡から出土しており、「神」1字が最も多く、30%近くを占めている。出土状況の検討から、前章では「神」墨書の多くはカマド祭祀に関わると指摘し、高岡大山遺跡や大袋腰巻遺跡のようなカマド脇の出土状況からは、棚状遺構の存在を想定した。この棚状遺構は、「竈神」を祀る性格も具備した屋内施設であり、住居単位を対象にした施設と考えた。しかし、特定の住居から「神」墨書土器は出土し、棚状施設も全ての住居には設けられていないことから、「神」墨書土器の使用には何らかの規制もあったことが考えられる。神社遺構と「神」墨書土器の関係は、「神殿」が施設との関連を伺えるが、「神屋」を含めて遺構と結びつけることは現状ではできない。竪穴住居跡からの出土が多くを占めることから、最も身近で現実的な「神」を墨書土器に見たのかもしれない。

おわりに

時間と紙面の都合により前稿で検討できなかった点について、多少重複しながら述べてきたが、構成上前稿とは不可分のものであり併読していただければ幸いである。前稿から時期を空けずに執筆したが、その間にも新資料や弥生時代の神殿に関わる新たな展開も見られ、補遺のつもりであったが情報量の多さに未消化の部分がまたしてもできてしまった。しかし、神社遺構には官衙に伴う神社と集落単位に設置された神社が存在し、さらに出土文字資料からは住居内に祀られるより小さな単位を対象にした、神棚と呼べるような施設が置かれていた可能性を指摘できた。祀られた神や背景にある人的組織、集落内での占地、あるいは村落内寺院との関係については、今後検討しなければならない問題である。また、『春時祭田条』に見える「社」や、文献上現れる多くの神社とどのような対比が可能なのかなど、検討すべき課題は多い。当面は神社遺構の認識の確立を目標として、類似遺構・遺物の集成と分析を継続していきたい。

本稿をまとめるにあたり、山中敏史氏・大上周三氏・鶴ヶ島市教育委員会西川 制氏・近江八幡市教育委員会中村吉孝氏・栗東町出土文化財センター佐伯英樹氏・府中市教育委員会江口 桂氏・島田市博物館には貴重な資料や情報を提供していただいた。また、稲生典太郎先生にはいつものように、基本文献などの御教示や助言をいただいた。文末になってしまったが、記して感謝したい。

「神」関係出土文字資料一覧

都道府県	遺 跡 名	積 文	種 類	時 期
岩 手 県	胆沢城跡	内神	木 簡	
秋 田 県	秋田城跡	神		
〃	〃	神○見○		
山 形 県	生石2遺跡	神	須 恵 器 坏	8 c
〃	〃	・養有神是是是・	木 簡	
福 島 県	柿内戸遺跡	神	内 黒	9 c 前
〃	上吉田遺跡	神	須 恵 器 坏	8 c
〃	〃	神	〃	

都道府県	遺 跡 名	積 文	種 類	時 期
福 島 県	西原沼遺跡	神		
茨 城 県	幸田台遺跡	神屋	土 師 器 坏	
〃	〃	神屋	〃	
〃	厨台遺跡	神厨	土師器高台坏	
〃	神野向遺跡	神宮		
栃 木 県	溜ノ台遺跡	神	土 師 器 坏	9 c 中
〃	上神主・茂原遺跡	神主（刻書）	瓦	
群 馬 県	太田東部遺跡群	神殿	土 師 器 坏	9 c
〃	〃	神殿	〃	9 c
〃	上栗須寺前III遺跡	神饒	灰 釉	10 c
〃	多比良追部野遺跡	神奉	須 恵 器 坏	
千 葉 県	古屋敷遺跡	神○	坏	9 c 後
〃	印内台遺跡	梨神	坏	
〃	神田台遺跡	毛神		9 c 中
〃	〃	神宮		9 c 中
〃	多田日向遺跡	火神		
〃	〃	神部		
〃	入谷遺跡	神		9 c 前
〃	平賀遺跡	大神	土 師 器 坏	9 c 前
〃	権現後遺跡	神	坏	
〃	高岡大山遺跡	神屋	土 師 器 坏	8 c
〃	〃	神	〃	
〃	〃	神	〃	9 c
〃	新橋高松遺跡	神	土 師 器 坏	
〃	庄作遺跡	国玉神奉・・	土 師 器 甕	9 c
〃	〃	奉国神丈・	土 師 器 坏	
〃	〃	・歳神奉進・	土 師 器 坏	9 c
〃	〃	竈神	土 師 器 坏	8 c 前
〃	〃	国玉神奉	〃	9 c
〃	谷窪・上楽遺跡	神奉	〃	8 c
〃	公津原II遺跡	神奉	土 師 器 坏	9 c 前
〃	大袋腰巻遺跡	歳神	土 師 器 坏	8 c 前
〃	〃	神奉（刻書）	土師器小型甕	8 c
〃	〃	神奉日下部	土 師 器 坏	9 c
〃	堀尾遺跡	神奉	土 師 器 坏	9 c 前

都道府県	遺 跡 名	積 文	種 類	時 期
千 葉 県	庚塚遺跡	神奉	土 師 器 鉢	
〃	南借当遺跡	神奉	土 師 器 坏	9 c 後
〃	馬橋鷺尾余遺跡	神奉	土 師 器 坏	9 c 前
〃	長勝寺脇館遺跡	…命替神奉	土 師 器 坏	9 c 前
〃	〃	〃	〃	〃
埼 玉 県	小敷田遺跡	神	須 恵 器 坏	8 c 後半
〃	長野中学校遺跡	神	須 恵 器 坏	9 c 前
〃	羽折遺跡	神	須 恵 器 坏	9 c 後
〃	大山遺跡	神	土 師 器 坏	10 c 前
〃	熊野遺跡	神之内	土 師 器 坏	9 c
神奈川県	由比ヶ浜中世集団墓地遺跡	神主	須 恵 器 坏	8 c 後半
山 梨 県	宮間田遺跡	神		
長 野 県	屋代遺跡群	竈神	木 簡	7 末～8 初
静 岡 県	柳沢古墳群	神殿	須 恵 器 坏	8 c 後半
愛 知 県	矢作川河床遺跡	神		
〃	〃	神	灰 釉 椀	
滋 賀 県	西河原森ノ内遺跡	神		
〃	〃	神主家		
〃	〃	神王		
〃	西河原遺跡	神		9 c
〃	寺田遺跡	神殿	須 恵 器 椀	10 c
〃	鴨遺跡	神主		
大 阪 府	嶋上郡衙	十二神王		
〃	〃	中央上公水神王		
奈 良 県	平城宮跡	神神神…	土 師 器 皿	8 c
〃	〃	神	土 師 器 皿	
〃	〃	神	土 師 器 坏	
〃	長屋王邸宅跡	神代	須 恵 器 坏	
大 分 県	尾首遺跡	神善？	土師器高台坏	8 c 後

註

註1 平成11年度「発掘された日本列島」展の松戸市立博物館地域展示で実見。

註2 羽折遺跡は平成11年度に調査を実施し、未報告であるが鶴ヶ島市遺跡調査会の御厚意で資料を使用させていただいた。

註3 竈神については、民俗例から荒神や田の神に近い農耕神としての性格を持っていたとの研究もある（高見1996）。

引用・参考文献（前稿に掲載した引用・参考文献は省略した）

- 天野 努他『公津原II』千葉県教育委員会 1981
- 綾村 宏他『長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館 1991
- 池田保信『樺本高塚遺跡発掘調査報告』樺本高塚遺跡発掘調査団 1989
- 井上尚明『光山遺跡群』(勸埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1994
- 井上尚明「考古学から見た古代の神社」『埼玉県立博物館紀要25』2000
- 岩崎直也『近江八幡市埋蔵文化財発掘調査報告書X』「寺田遺跡」近江八幡市教育委員会 1986
- 大竹憲治「古代水神祭儀・呪儀に関する墨書土器刻書土器考」『宗教社会史研究II』雄山閣 1985
- 小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」『史学雑誌103-3』1994
- 奥西 保『大嘗祭』全日本家庭教育研究会 1987
- 河野史郎他『大分・大友土器研究20』大分・大友土器研究会 1997
- 堅田 理「日本古代村落についての一試論」『日本古代の国家と村落』塙書房 1998
- 黒崎 淳『仏堂のある風景』栃木県立しもつけ風土記の丘資料館企画展図録 1999
- 黒澤春彦「茨城県における仏教関連遺跡の様相」『仏のすまう空間』上高津貝塚ふるさと歴史の広場 1998
- 黒田龍二他『日本の国宝 別冊 神社 建築と祭り』朝日新聞社 2000
- 群馬県教育委員会『群馬県出土の墨書・刻書土器集成3』1998
- 小池栄一「神火についての一考察」『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版 1997
- 甲田利雄「四角祭考」『陰陽道叢書4 特論』名著出版 1993
- 勸印旛郡市文化財センター『高岡遺跡群III』1993
- 桜井徳太郎『神仏交渉史研究』吉川弘文館 1979
- 佐々木隆彦『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告47』福岡県教育委員会 1997
- 佐野大和『呪術世界と考古学』続群書類従完成会 1993
- 渋谷健司『南囲護台遺跡(第2地点)』(勸印旛郡市文化財センター 1998
- 島田市教育委員会『六合風土記』1989
- 島田美佐子他「石名田木舟遺跡」『埋蔵文化財年報6』(勸富山県文化振興財団 1995
- 高島英之「墨書土器が語る在地の信仰」『歴史学研究703』青木書店 1997
- 田形孝一「集落から村落へ(1)」『研究連絡誌47』(勸千葉県文化財センター 1996
- 高見寛孝「竈神と田の神」『宗教学論集19』駒沢宗教学研究会 1996
- 堤 隆「住居廃絶時における竈解体をめぐる」『山梨考古46』1993
- 栃木英道『小松市高堂遺跡』(勸石川県埋蔵文化財センター 1990
- 中村英重『古代祭祀論』吉川弘文館 1999
- 中山修一「考古学の立場から見た鬼門の迷信」『郵政考古紀要29』1993
- 奈良国立文化財研究所「平城宮出土墨書土器集成I」1983
- 日野 久「秋田城跡」『蝦夷・律令国家・日本海』日本考古学協会秋田大会 1997
- 平野 修「古代仏教と土地開発」『研究報告第7集』帝京大学山梨文化財研究所 1996
- 広瀬和男「神殿論批判への反論」『考古学研究46-3』1999
- 間宮政充『幸田・幸田台遺跡』山武考古学研究所 1995
- 三島道子他『五社遺跡発掘調査報告』(勸富山県文化振興財団 1998
- 水野正好「屋敷と家屋のまじない」『草戸千軒88』1980
- 宮 文子『公津東遺跡群III』(勸印旛郡市文化財センター 1998
- 村田利之『新橋高松遺跡』(勸印旛郡市文化財センター 1997
- 村田好文他『古屋敷遺跡』(勸香取郡市文化財センター 1999
- 森 隆「越中の古代掘立柱建物群に関する一考察」『平成8年度調査概要』(勸富山県文化振興財団 1997
- 渡辺正人『氷川神社東遺跡・氷川神社遺跡』大宮市遺跡調査会 1993
- 渡辺康弘「竈神の祭祀」『二十一世紀の考古学』雄山閣出版 1993

研究紀要 第16号

2001

平成13年3月25日 印刷

平成13年3月31日 発行

発行 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108 大里郡大里村大字船木台 4-4-1

☎ 0493-39-3955

印刷 望月印刷株式会社